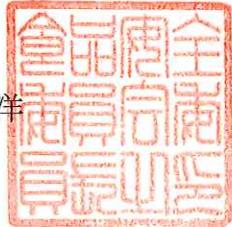




府食第580号  
平成27年7月7日

農林水産大臣  
林 芳正 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



### 食品健康影響評価について（回答）

平成27年7月2日付け27消安第2017号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

#### 記

本件は、組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された高度に精製されている飼料添加物について、安全性の確保に支障がないとする基準を新たに設け、これを満たすものについては、農林水産大臣による安全性の確認を不要とするものである。当該基準は、農林水産省の農業資材審議会及び食品安全委員会が、当該飼料添加物について高度に精製され、安全性の確保に支障がないことを確認していることとしている。

本改正を行っても、組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して製造された食品添加物と同様の安全性の確認が行われることから、適切に基準が適用される限りにおいては、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物が人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

したがって、本改正は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。